

福島県立三春病院廃止についての対処方針

平成 17 年 6 月 29 日

三 春 町

1 基本的な考え方

福島県は、県立病院改革審議会の答申を受け、「三春病院を廃止する」という方針を「行財政改革推進本部（本部長：知事）」で決定した。

三春町は、この方針が実行される場合には、病院が立地し利用者の7割が居住する自治体として、地域医療の確保を図るためこれを受け入れるものとする。

2 対処方針

- (1) 平成 16 年 12 月 2 日、三春町各地区代表区長及び地区まちづくり協会長から町及び議会に提出され同月 22 日、町議会で採択された「三春病院存続についての要望」並びに三春病院対策委員会からの答申を重く受け止め、福島県が基本方針通り三春病院を廃止する場合は、町が移譲を受けるものとする。
- (2) 県から町への病院移譲時及び移譲後に、町の財政負担が伴わないよう、設置者である県に十分な支援を求めるものとする。
- (3) 病院の経営には、民間のノウハウが活かせる公設民営方式を採用し、独立採算を原則とした運営を行うものとする。
- (4) 以上のことから、病院施設及び土地は無償で譲渡を受けるものとする。ただし、職員は公設民営方式導入の障害になりかねないので、引き受けないものとする。
- (5) 病院施設は昭和 50 年 3 月の建築から 30 年が経過し、老朽化が進行しているので、耐震度の調査と対策及び敷地内の医療廃棄物の所在確認と処理、整備計画の策定並びにこれに基づく大規模改修費用については県に負担を求めるものとする。
- (6) 新しい病院は、住民に最も密着した町が開設する利点を最大限に発揮して、少子高齢化や疾病構造の変化に対応し、保健・医療・福祉サービスを一体的、計画的に提供することによって、住民が安心して暮らせるまちづくりが推進できるような構想をもとに計画するものとする。
- (7) 病院の運営や診療科目の検討にあたっては、利用圏のニーズを把握するとともに、町内医療機関との連携を図るなど、将来展望が開ける構想をまとめるものとする。